

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成21年12月4日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

12月4日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第49号所管分の審査	2
質疑（村上英明委員、三宅秀明委員、三好義治委員）	
議案第64号所管分の審査	13
補足説明（消防長）	
質疑（森内一蔵委員、村上英明委員、三宅秀明委員）	
議案第58号、議案第60号の審査	22
質疑（村上英明委員、三好義治委員）	
議案第61号の審査	32
議案第62号の審査	32
補足説明（総務部長）	
質疑（三宅秀明委員）	
採決	35
閉会の宣告	35

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成21年12月4日（金）午前9時58分 開会
午後1時55分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 野口 博	副委員長 川端福江	委員 村上英明
委員 三宅秀明	委員 森内一蔵	委員 三好義治

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝	
市長公室長 羽原 修	同室次長 有山 泉	人事課長 山本和憲
同課参事 石原幸一郎	総務部長 奥村良夫	
同部次長兼財政課長 宮部善隆	同部参事兼市民税課長 寺本敏彦	
固定資産税課長 入倉修二	同課参事 中西利之	消防長 石田喜好
消防本部次長兼消防署長 浜崎健児	同本部参事兼総務課長 北居 一	
同課参事 明原 修		

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 野杵雄三 同局書記 寺前和恵

1. 審査案件（審査順）

議案第49号 平成21年度摂津市一般会計補正予算（第6号）所管分
議案第64号 摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件
議案第58号 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第60号 摂津市職員の退職手当に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第61号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第62号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○野口博委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。師走何かとご多端な折、本日は委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、21年度の一般会計補正予算所管分外5件のご審査をいただきますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

一たん退席いたしますが、どうぞよろしく願います。

○野口博委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は森内委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○野口博委員長 再開します。

最初に、議案第49号所管分の審査を行います。本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方、順次お願いをいたします。

村上委員。

○村上英明委員 おはようございます。

この補正予算第6号ということでございますけれども、12ページでございます

けれども、歳出のところで、人事記録データ作成委託料というのが計上されておりますけれども、326万3,000円ということでございます。どういうデータ作成をされるのかということをお聞きしたいと思います。

もう一つは、同じこの人事記録データ作成委託料でございますけれども、これ委託ということでございますので、これは要は庁内でこういうデータ作成はできなかったのかということですね。要はなぜ委託をするのかと、この2点についてお尋ねしたいと思います。

○野口博委員長 石原参事。

○石原人事課参事 それでは、答弁の方をさせていただきます。

まず、人事記録データ作成委託料の事業内容につきましては、現在、氏名、生年月日、採用年月日とか人事異動に伴う所属の履歴、また昇格、昇給に伴う給料の履歴など、人事情報というものを紙ベースで人事記録台帳というもので現在管理しておりまして、今回それらを人事給与システムの方に移行してデータベース化を図り、事務の軽減等を図ることを目的に、この事業を行うものでございます。

委託につきましては、今回そのデータベースの方で人事給与システムの方へ人事情報を、人事履歴を整備いたすものですから、データベース化に伴いまして機能の追加等も出てくるかと思っております。それら実質的に人事給与システムを構築した業者にしかできないということで、委託としたものでございます。

○野口博委員長 村上委員。

○村上英明委員 先ほど、人事関係で、氏名、生年月日等と履歴、また昇給、そういうあたりの人事に絡むものの紙ベースといったものをシステム化するというお話でございます。これ歳入面とも絡む

かもしれないですけども、確認の意味で、歳入面ではこの府の支出金ですかね。緊急雇用の創出基金事業補助金というところからの歳入をこれに充てるということになるかと思えますけども、この雇用創出ということで、例えばどこか外部に委託をするのか、要はこの市庁舎に来ていただいて、何人か来ていただいて、そういうデータ作成の業務をされるのか、その点だけお聞きしたいと思えます。

○野口博委員長 石原参事。

○石原人事課参事 こちらの方、先ほど委員おっしゃられましたとおり、国が進めております緊急雇用の創出事業として、国の10割の補助事業として行います。委託業者の方にはこちらの方に来ていただきまして、作業をお願いしようかと思っております。

○野口博委員長 村上委員。

○村上英明委員 緊急雇用ということで、例えばといいますか、摂津市の自治体としてこういう事業をされるということで、一つは先ほど言われました紙ベースをデータベース化というのが一つあるんだと。

それからもう一つ、雇用創出というのも一つあるのではないかなとそういうふうに思っているんですけども、そういう中で雇用創出ということで、摂津市の自治体としてやるという中であっては、逆に摂津市内の方というんですかね、業者というんですかね、そういうことも一つ考えられるのではないかなとそういうふうに思いますので、これは要望なんですけども、そういう今の社会状況という中で、例えば摂津市内の業者さんになるかどうか、それはいろいろと考え方はあるかもしれませんが、人的なものもそうですね。会社会的なもの、すべて摂津市内、極力というような中で、また検討していただければなというふうに思います

ので、よろしくお願ひいたします。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

三宅委員。

○三宅秀明委員 おはようございます。

村上委員の質問の続きみたいになるんですけども、同じ人事記録データ作成委託料ということで、これが実際委託という形になりましたら、摂津市としてすべき事務が減るとかいう効果的なものはどのようになるのでしょうか。この点、お伺いをいたします。

○野口博委員長 石原参事。

○石原人事課参事 今まで紙ベースですべて処理をしておりましたので、それがデータベース化になれば、考えられることとすれば、それらの人事情報、履歴データを容易に検索、抽出、また加工集計が可能になるのではないかと考えております。

また、今まででしたら履歴台帳の方から職員から過去の所属の履歴とかいうのは容易にできたんですけども、過去何年のときにだれが人事課長をやっていたとか、今の所属の経過年数が何年かだとかというのは、なかなか容易にできなかったものですから、そういうのがデータベース化することによって抽出、検索等が可能になり、事務の軽減につながるのではないかと考えております。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 わかりました。こういった制度改正とか人事体制に対しては十分負担軽減につながるように、お互いの情報交換等を重ねていただきたいと思いますので、要望として、終了いたします。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

三好委員。

○三好義治委員 改めておはようございます。

まず、歳入の関係で、今も質問がありましたけれども、その緊急雇用創出基金事業補助金、11ページで歳入があらわされているんですが、この緊急雇用創出補助金につきましては、前政権の中での平成20年度の補正予算並びに平成21年度の補正予算の中で、それぞれ事業を展開してきた雇用創出でございます。

今回、歳出の中で人事記録データ作成委託料がそれに充てられたんですが、記憶によりますと、補正5号の中で緊急雇用創出での補助金が八百数十万残ったというふうに思っております。

今回、その中で326万3,000円使われたわけでございますけれども、6月の委員会でも話しましたし、先般の一般質問でも話もさせていただきましたけれども、本来こういった緊急雇用創出というのが、私は一方ではこの人事データベースでどれだけ雇用が確保できたのかということが非常に疑問でございました。

これまでの緊急雇用対策について、市の取り組みについて、改めてどういう組織体で検討なされてきたのかお聞かせいただきたいのと。

もう一方では、この残り500万円について、今どういう考えをお持ちになっているのかという部分を、この歳入の面でお聞かせいただきたいというふうに思っております。

もう一方では、この人事記録データ作成委託料でその326万3,000円、先ほど質問があったんですが、聞いてて今ごろ何を言われているのかなということ、人事戦略として本当に遅れ過ぎるんじゃないかというふうに思っております。

その人事記録データ作成委託料、これももう数年前にさかのぼりますと、後ほどの条例の中でも出てきますけれども、い

ろんな時短を推進していこうという中で、一方での戦略も組まれてまいりました。

今のこの時代というのが、市の庁舎でのパソコンにしても、オープンシステムに変わった時点で、本来そういったことも考えなければならぬのではなかったのかなというふうに一方では指摘もさせていただきたいと思っております。

現在、出されている人事記録データ作成委託料で、端末で個々個人が自分の記録データというのが見られるぐらいまでのシステムになってるのかどうかという点について、お聞かせいただきたいと思っております。

以前にも言われてましたのが、人事課から見る組織、個人管理データと、もう一方では個人の自己診断といいますか、自己記録カードですね、こういったことまで連携はとれてるのかという点についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、もう一方での、財政調整基金の繰入金、これは補正7号で、これはもう即決で上がった分なんですけど、そういった人件費の削減等々によって捻出された財源をこの基金に繰り入れるという話だと思っております。

今、財政の方として、中期財政見通しを先日立てられて、我々議会にも報告があったんですが、それからの社会情勢の変化を含めたときに、現時点での基金の残高、主要基金で結構でございます。それから、もう一方では中期財政見通しについて、見直す必要性がもう発生してきていると思うんですけども、その点での今考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。

それと、補正6号での18ページ、補正前の議員数が23名になっておりまして、補正後が23名にまたなっております。これはもう即決で補正7号は可決を

されたんですが、補正6号でこの改正がなされてなくて、補正7号で議員数が改正になってるといふふうに私は思ったんですが、6号も7号も今の議員が23名となっておりますが、この点についての考え方についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○野口博委員長 宮部次長。

○宮部総務部次長 財政課に係りますご質問につきまして答弁申し上げます。

まず1点目、緊急雇用事業補助金の件でございますけれども、どういった検討をしてきたかということでございます。

この緊急雇用事業補助金につきましては、委員ご質問のとおり、前政権のときに平成20年度の第2次補正予算、それから21年度の補正予算という形で出てまいりまして、20年度補正分につきましては第4号補正予算の審議のときにご議論いただきましたけれども、1月にこの補正予算が可決いたしましたして、それに基づきまして3月までに事業計画を上げるというようなことございましたので、取り急ぎその事業に見合う、補助金に見合う事業につきまして、財政の方から各課聞き取りをいたしまして、事業を採択いたしました。

それから、21年度の補正分につきましては、追加分として5,600万円、大阪府の補助金としておりてまいりまして、この分につきましては医療・介護・保健分野に2分の1以上の事業を行うというようなことございましたので、説明会等、この福祉関係課の職員と一緒に説明会に参りまして、その分につきまして事業について関係課に照会をかけて、第4号補正におきまして補正予算計上いたしましたものでございます。

それでこの緊急雇用事業につきましては、21年度から23年度、3年度間の

事業ということでございますけれども、この雇用情勢の厳しい中で、大阪府としてはできるだけ21年度に前倒しして事業してくれないかというふうなことでございました。

それで、追加分につきましては当初各課照会をかけましたけれども、22年度以降というふうなことでございました。それで、こういった雇用情勢もかんがみまして、各課もう一度照会をかけまして、4号補正、それからこの6号補正の人事記録データ事業となったものでございます。

それで、大阪府の方から11月に前倒し事業目標額一覧というのが参っておりまして、この分で本市の内示額が8,798万1,000円となっておりますけれども、この10月の6号補正の段階で、事業といたしましては3,879万9,000円予算化いたしておるところでございます。

それで、大阪府から本市の目標値としていただいている数字につきましては3,404万8,000円、これを21年度の事業として前倒し実施してくれという通知がございまして、この分におきましてはこの6号補正を含めまして、大阪府の目標値は達成したものと考えております。

それから、基金の状況でございますけれども、基金の状況につきましては、この7号補正ですね、今回の6号、それから11月30日に可決いただきました7号補正、この7号補正の段階で主要基金の残高は36億6,200万円となっております。

それで、今後の社会情勢等の変化に対して今後の状況ということでございますけれども、毎年、総予算額の3%程度、本市の財政予算規模から言いますと10

億円程度になろうかと思えますけれども、この分は毎年不用額として上がってまいります。そういたしますと単純計算いたしますと46億円というようなことになりまして、平成20年度決算後の基金残高、46億8,300万円ということで、ニアリーイコールには達するわけがございますけれども、この当初予算から法人市民税が7億5,000万円程度減収になるといようなことが予測されます。

それから、この不用額につきましても21年度は非常に厳しいという予測がございましたので、当初予算でかなり絞り込んだ予算となっております。例年のような10億円程度の不用額は難しいのではないかというふうにも考えております。

これは、減収の面でございますけれども、法人市民税に関しましては減収補てん債が発行できますので、現時点で歳入として入れておりません減収補てん債、これが3億5,000万円程度発行可能であろうかなと考えております。

そういたしますと、通常なら46億円残となるところでございますけれども、この法人市民税と減収補てん債の差4億円を単純マイナスいたしますと42億円程度となりまして、中期財政では44億円という形で見込んでおりましたけれども、予測といたしましてはこの40億円から44億円の間、今の計算で行きますと42億円程度の基金残になるのではないかと予測いたしております。

それと、こういう社会情勢の変化がありまして、中期財政を見直ししなければいけないのではないかというふうなご質問でございます。

中期財政につきましては、10月に今後7年間の見通しを発表させていただきました。それで現在本市におきましては

第4次行財政改革、それから次の新総合計画ということを計画いたしております。中期財政見込みというわけではございませんが、財政見込みにつきましてはこういった計画に関連してまいります。

また、第4次行財政改革につきましては、この中期財政を財政の指標としては基本に計画を立てていくということになっておりますので、この第4次行財政改革に合わせて、中期財政を見直して発表するというよりは、4次行革とあわせてもう一度見直すということになろうかと考えております。

○野口博委員長 石原参事。

○石原人事課参事 それでは、私の方から人事記録データ作成事業の方に関連しました質問に対しまして答弁させていただきます。

人事給与システムにつきましては、全庁基幹業務のオープンシステムに伴いまして導入させていただいたものでございまして、そのオープンシステムの中で方針といいますか、基本システムでの対応ということがありましたので、先ほど委員指摘のございました個人側からの閲覧、また入力というのは、現在できていない状態になっております。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 給与費明細のお問いにご答弁させていただきます。

18ページ給与費明細の議員さんの欄が、現条例で22名であるのに補正後も23名になってるというご指摘があったかと思えます。

議員報酬の1億4,619万円につきまして、4月当初、条例改正前はやはり23名分の予算を組んでるというような関係で、今現在条例22名で変更になっておりますが、予算については前半時期が23名分組んでると、今現在は22名

分を組んでるということで、予算といたしまして、年度途中で条例改正が施行されましたが、予算全体といたしましてはある時期は23名分の予算を組ませていただいているということで、金額に対する人の数でございますので23ということで変更をさせていただいてないということでございます。

○野口博委員長 宮部次長、緊急雇用創出の残りのうちどうかという質問もありましたけども。じゃあ補足答弁を。宮部次長。

○宮部総務部次長 先に給与費明細書の件でございますけれども、財政といたしまして、給与費明細書につきましては予算の積算の基礎となったものについて記載するという事になってございまして、人事課長からの答弁もございまして、当初予算で4月から9月までは23名、10月から3月までは22名ということで、議員の数22名ということで予算組みさせていただいております。

今回の補正につきましては、予算の最大の人数をもって計上するという事で、23名とするということで計上させていただいたところでございますけれども、前回は24名から23名へ、1名削減になっております。こういったところ平成17年であったかと思っておりますけれども、この分も、それから過去の分も一度確認させていただきまして、今後におきましては適正な処理をさせていただきますとともに、もし定数、議員数減ということでございましたら、3月補正で修正させていただきたいと存じております。よろしくお願いたします。

緊急雇用創出の500万円の件でございますけれども、答弁が漏れまして申しわけございません。前回の第4号補正におきまして824万円ということで答

弁いたしております。そこから今回の326万円減少して500万円ということでございますけども、前回の指示させていただいた中には、概算でございまして、そのときには人事記録データ作成委託は200万円見込んでおりまして、ですから126万円が余分に減少になるということになります。

ただ、先ほど大阪府から目標値という形でご説明いたしましたけれども、実際に確定している分につきましては予算計上しているこの3,879万9,000円、これが確定した金額でございまして、残りは、これを差し引きますと4,900万円程度、これにつきましてはまだ未執行というようなことで、補助金申請もいたしておりません。この分につきましては22年度、新たに22年度、23年度と事業いたします中で、今回22年度の予算査定も始まっておりますけれども、その中で採択できる事業があればそれに充ててまいりたいと考えております。

それで、この委員会をおかりいたしまして、ご報告させていただきたいんでございますけれども、この緊急雇用創出事業補助金でございますけれども、これは確かに雇用情勢が非常に厳しくなっております、これは新政権の配慮があったのかもわかりませんが、この緊急雇用の条件が緩和されまして、これ11月11日に大阪府から通知があったわけでございますけれども、従来雇用期間6か月以内としておりましたものを、すべての事業で1回更新できるということで、1年雇用できるというような要件に変更になっております。

それから、人件費の割合が総事業費の7割、そのうちの新規雇用は4分の3という条件がございました。これにつきましては全事業費のうちの人件費の割合が

2分の1以上という条件に緩和されておりまして、これは11月、この通知以降の事業について充てていくということになろうかと思えます。

このように条件として緩和されてきておりますので、今後こういった事業につきましてはこの条件に見合う形で、22年度予算要求、それからこういった条件緩和もごさいますので、今後につきましては各課に照会いたしまして、また事業として残りの事業費につきまして事業採択してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。緊急雇用創出基金の事業補助金について、今説明はいただいたんですが、なかなかわかりづらい部分があって、私が聞いているのは4号補正の折にも話をしておりましたけれど、こういったことは全庁を挙げてやっぱり取り組むべきやろうということをと、そのときにもお話をさせていただきますして、それ以降、そのときからずっと追跡しながらこの質問をさせていただいてるわけですね。

今いろいろと話を聞いているけども、それぞれ条件がある中での緊急雇用施策ということは理解はできますけど、本当に庁内挙げてやられてるのかなというふうに感じているわけなんです。

それと、11月11日付で政府の方から緩和されたという情報が入っているならば、また我々議会の方にもやっぱりお示しもいただくべきことかなというふうに思っております。

今言われている物の考え方というよりも、私はいろいろ各課いうのはそれぞれが常に課題を抱えているというふうに感じているわけですね。その事業をやっていく市民サービスの向上を含めて。それ

がなぜそういった項目がすべて上がってこないのかということが、非常に組織体としてほんまに問題意識を持ってやっているのかなというふうに思ってるわけです。

ですから、この緊急雇用で、今言われている残り500万円とまだ未執行の四千数百万について、今の動きからいったときに、平成22年度の予算の中で入れていきたいというふうに話はしておりましたが、今緊急雇用として庁内体制、本当にどういうふうに考えられているのか。

もちろん摂津市独自でやるような事業というのはなかなか少ないと思うんですね。ですから10月の委員会のときにも、今大きく市民が課題になってるのが地上デジタルの件もご指摘もさせていただきました。一方では消防を考えますと、一般家庭の今の警報器ですね。そういったこともなかなか推進もされてないようになっています。エコという視点からいってでも、いろいろ事業いうのは展開できると思います。ですから、300万円投資して、どれだけの投資効果が生まれてくるのかということが、今回の本来緊急雇用対策の中で、雇用も大事やけども、事業を拡大できるということに視点を置く必要があったんではないかなというふうに思っております。この点について、改めて現体制の中で、今後どういうふうにやっていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それと、一方での人事のデータベース化、世の中の動きから見ると非常に遅れていると言うしかございません。ですから、今300万円投資して、今の入力作業をやって、いつでも人事が整理しながらパソコンでデータが出せる範囲から、もう一つ一歩進んで、端末で個人が見れる仕組みですね。

ですから、今やらなければならないというのが、例えば給料袋一つにしても、必要な人が必要なときに個人でプリントアウトできる、こういったシステムまでやっぱりやるべきやと。私はこの300万円プラスアルファで投資してでもやるべきだというふうに思っております。

ですから、先ほど言うたような全体の人事という、人事労務管理というビジョンをどこまで持っているのか、このデータベース化の中で。将来像はどうなるのやと。ただ単なる今ペーパーで管理しているやつを、入力しながら検索ができるシステムだけでなしに、将来の人事ビジョンというのはどんなものを持っているのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、基金の件で、中期財政見通しの変更が必要でないのかというのが、今22年度予算のまさに予算編成時期だというふうに思っておりますし、やはり先般からの新聞等による歳入の情報を見る限り、今慌てる必要はないと思うんですが、やはりそういった歳入が確保できなくなったときの財政見通しというのを、ある程度これからつくっとかなければならないんじゃないかなと。歳入が減ったからそれだけを抑えるんじゃなしに、それにはやはり歳入歳出とのバランスをとるためには歳出の抑制が必要だというふうに思っているんです。だから、今は歳入での変化ということを行いましたけど、第4次行革というのをもっと早急に検討していかなければならないんじゃないかなというふうに思っております、こういった質問をさせていただいております。

ですから、財政の方には平成22年度の予算編成の中での基金残高は、何とかこの21年の予算では目標数値にほぼ近いところにはなっていると思っておりますけど、

来年度以降、歳入が減ったとき、どういうふうな変化が起きてくるのかという点をお聞かせいただきたいというのが本音なんです。非常に心配しております。今の状況についてでも、できる範囲の中でお答えいただきたいというふうに思っております。

それから、18ページの給与費明細が、本来当初予算で23名の議員定数の中での予算を組んでるのはいいんですが、この議員定数の削減をしたのは、昨年6月に条例制定をしたわけですよね。9月に選挙があって、今回の12月の7号補正というのは、一方では人事での人件費で、7号補正はすべてそこで修正したわけですよね。職員定数はもうそこでマイナス6名、こういったところは職員数が減った場合にはそこで補正をかけながら、議員定数は条例定数、22名というて決めているのに、今回、4年前もそうだったというよりも、今それこそ1円たりとも今の財政予算管理をしなければならないこういう時期に来てるときに、やはり定数を削減して、それからもう選挙で執行されているんやったら、本来やったらここで変えるべきやというふうに、この点については指摘だけしときます。ご答弁は結構でございます。

そういったことの中で、先ほど来から言うてる人事記録でのビジョンと、それから今の歳入の変化について、改めてご答弁をいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 人事施策の将来ビジョンというお問い合わせでございます。委員ご指摘のように、将来はやはり個人が1人ひとりパスワードを持ちまして、個人が自分の記録であるとかを見れるような体制は組みたいという考えはございます。

ただ、先ほど石原参事の答弁にもありましたように、現時点ではやはり基本システムを使ってくださいという市全体の約束事がございまして、現在のシステムは人事課が人事課の内部で管理をするというシステムになっております。

委員ご指摘のように、やはり個人、人材育成をしていく上でも、自分が自分のデータをいつでも見れたり、自主的に自己研修によっていろんな資格をとっている職員もいることは事実でございます。そういう個人が自主的にとった資格でもあっても、個人が自分のパソコン画面から入力できるというようなことはしていきたいということは思っております。

ただ、今回の緊急雇用につきましてはやはり新規の雇用が必要でございます。となりますと、どちらか今緊急雇用でさせていただく事業は、パンチ入力メインの事務になるのかなと。そういうシステム改修になりますと、新規雇用ということだけでなく、個人、既存業者の内部にいらっしゃるSEさんが大半が事務をされるということで、緊急雇用のある一定の条件と申しますか、というところになかなか乗らないのかなという思いがありまして、まずは緊急雇用の趣旨で新規に人を雇うというところに主眼を置きまして、今ペーパーで管理をしている個人の人事データをデータベース化をしていくということでございます。

ご指摘の中で第4次実施計画、今第4次の行財政改革も作成途中でございます。

その中ではやはり人材育成が一つ大きな課題としてメニューを掲げております。そういうメニューにもなりますように、人材育成のために我々としては努力していきたいというふうに考えております。

○野口博委員長 宮部次長。

○宮部総務部次長 財政に係るご質問に

つきまして答弁申し上げます。

まず緊急雇用の件でございますけれども、先ほどご質問の中に例えば警報器という話がございました。こういったものも実は地域福祉課から要望が上がっております。ただ、この折には人件費割合、要するに警報器というものを買って取りつけるということで、人件費割合という条件がございましたので、そういったものが困難ということで事業化はできなかったところでございますけど、今回、そういった形で条件等も緩和されておりますので、また考えてまいりたいとは考えております。

それから、緊急雇用、この12月雇用情勢が厳しい中で、7月に国レベルでは最悪の失業率になったというふうなことが出ておりました。大阪府下ではこの7月から9月の統計によりますと、それよりもまだ1ポイント程度悪くなっているというふうな情報があります。

確かに、今この雇用状況の厳しい中で緊急雇用事業としてやってまいらねばならないわけでございますけれども、この緊急雇用事業につきまして、実は大阪府の方に年度をまたがってと申しますか、繰越明許でできないかという問い合わせもいたしておりますけれども、そういった返答は返ってきておりません。

それで、どうしてもやっぱり年度内で終了する事業ということになりますと、この12月に上げましたのは1月から3月までの事業というようなことになってまいります。そういったところで、条件の緩和等もございましたし、拙速に事業を、言葉は悪いですけども、見繕ってやるよりは、委員ご指摘のように、市民に広がる、あるいは市の施策として寄与する事業を慎重に採択していかなければならないと考えておりますので、できまし

たら22年度事業に向けて事業を採択してまいりたいと考えています。

先ほど答弁の中で、22年度予算要求の中でという話ございましたが、もちろんそれだけを考えておるわけではございませんので、条件の緩和もございましたので、全庁にこういう条件でということ、この緊急雇用事業につきましては環境、福祉、介護というのがメインとなっておりますので、そういったところを重視して照会をかけてまいりたいと、全庁的な体制もあってまいりたいと考えております。

それから、歳入の関係で、大きな歳入の部分が今どうなるかというような状況になっておるところでございますけれども、中期財政見通しにつきましては、毎年決算後に発表させていただいております、これはほぼ確定した条件のもとで今後7年間を見込むという作業を行っております。

それで、4次行革におきましては、この歳入というのはやはり基礎になると考えております。その中でどういう出し方になるのか今検討しているところでございますけれども、例えば現状確定しているものであればそのような形ができるわけでございますけど、将来的に不確かな財源等ある場合には、税収の見込みもでございます。そういったところは中ぐらいのケース、あるいは悪いケース、いいケース、そういった形でケースに分けてということも検討はいたしております。今後どういう出し方になるのかお約束はできないわけでございますけれども、そういったところも現在考えておるところでございます。

○野口博委員長 奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、何点か補足答弁をさせていただきたいと思っております。

緊急雇用の分なんです、我々実務をやっておりますと、一つはなかなか緊急雇用の趣旨・精神を生かした事業がなかなかできないのが現状でございます。

といいますのは、例えば緊急雇用の事業なんです、ネックになっているのが、先ほどそれぞれ人事課長ないし、それから財政課長が言いましたように、雇用期間の問題がまずあります。6か月未満、これが延長になって再雇用ができるということで1年間ということになりましたけれども、雇用期間の短さがあります。

それから、人件費の比率とかあるいは新規雇用とか、そういういろんな条件がついております。

これらを考えますと、やはり短期間の雇用ということでございますので、短期に終結できるような事業、こういう業務でなければ長期にかかるような事業であれば後年度、自主財源でそれらを支えていかなければならないと、こういう問題がございます。

そういうようなことから原課の要求を見合わせながら、それぞれ短期間で終結できるもの。そういうような事業に緊急雇用を充当させていただいて、今まで予算計上をさせてもらっております。そういう意味では、ご指摘のように何かつぎはぎだらけの、短期的な、あるいは横の広がり少ないという事業に見えるかもわかりませんが、制度的な欠陥があるのではないかなというふうに私どもは思っております。

きょう12月4日で、政府の方針が決められました。それで追加経済対策というのが7兆円の規模で、事業規模二十数兆円ですか、その辺のことが新聞報道に載っております。その中には6つの柱があるということです。雇用とそれから環境と景気と、それから生活の安心の確

保、それから地方支援、それから国民潜在力の発揮という、6つの柱があります。その中でも景気対策、あるいは雇用対策も含まれておりますので、今後新政権でどのような政策が出てくるのか。それに呼応するような我々の業務展開ができないかどうか、そういうようなことはやはり今後考えていかなければならないというふうに思っています。

それから、もう一点、中期財政見通しでございますが、先ほども財政課長が答弁しましたが、もう一つご存じのように12月2日に政府税調の方でたばこ税の議論がされております。既に新聞報道であるように、企業誘致条例で我々は5年間一応たばこの増収が図られるということで条例を制定をし、その収入を得ております。それが平成22年の税制大綱の取りまとめが12月11日に政府の方は予定されております。新聞報道ではそれよりも遅れるのではないかなという報道があるんですが、12月3日に新聞報道、朝日新聞ですが、そこで報道があったのが、国のいわゆる税制調査の資料の一部が一応引用されておりました。それは市町村からのいわゆる企業誘致条例の奨励金の補助金、これは禁止をしますということと。それから、今まで課税平均が全国の平均の3倍までというのが2倍までというようなことが一応議論されております。

これらがはっきりしましたら、当然第3回定例会の本会議のときにご質問にお答えさせていただいたんですが、平成22年までは5年間で一応たばこ税の増収の分は見込んでおりました。

それから、23年以降は希望的観測でありますけれども、5年間は延長をすれば収入がふえますということで、中期財政見通しの中にも、そういう増収を一応

計画しておりました。

それが今回もしだめということになりましたら、大きく様変わりしてまいります。そういう部分では中期財政見通し、いつ見直しをするかというのはもう少し国の動向等を見ながら、それぞれ我々も考えていきたいなと言うふうに思っております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 中期財政見通しにつきましては、それぞれ財政課長並びに部長からご答弁ありました。変化が生じたときには我々にも遅滞なく連絡をいただくことで、これは要望としておきます。

もちろんそれとあわせて第4次行革も進めなければならない。ここ数年来よりも大きな本当に変化の年でございますので、議会と連携してやっていくということで要望とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ただ人事戦略の人事管理の部分で、僕は今の人事課が持っているそういうデータベース化というよりももっと先端の話をしてと思うんですけど、300万円を投資するのと、1,000万円を投資するのと、どれだけのデータベースで職員、もしくは人事課が管理がしやすくなっていくかということを一回検証してください。

今、人事課長からご答弁いただいた部分では、本当にこの300万円を投資してどこまでの効果があらわれてくるのかという部分が余り見えないんですよ。

だからこれからの人事労務管理の中で、そういう事務作業の、特に行革を今度進めていったときには、そういった部分が本当にいつでもだれでもが見れる、そういったことにやっぱり人事課としても切りかえていかなあかんと思うんですよ。

だからその300万円どころじゃなし

に、僕は今の緊急雇用対策で、今言うてる人事労務管理の、例えば申請用紙一つにしてでも、そこですべてが端末で見れて、また自分の自己管理データというのがどういうふうになっているのかというのが、個人管理で見れるぐらいまでのやっぱりシステムにし、給料明細書にしてでも、例えば源泉徴収にしてでも、必要な人が必要なときにプリントアウトができる、これがもう世の中の労務の人事管理の、そういうところにもう進んでます。

だからそういったところまでを一たん考えた上で、今何をしなければならぬかという300万円なら我々了解できるんですけど、今そういう分では点でしか物事を考えていないん違うかなと。

これも要望にしますけど、改めて今300万円を追加する部分とあわせて、さらにこの部分がそれだけの点だけでなしに、全体像をつかんだ中での一部というぐらいまで、もう一回検討してください。今回の分についてはこれで私はもう質問を終えますけど、要望として、それまで今進んでますから、そういったことを検討、研究しながら取り組んでいただくことを要望しておきます。

以上で終わります。

○野口博委員長 ほかに質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時53分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第64号の審査を行います。補足説明を求めます。石田消防長。

○石田消防長 それでは、議案第64号、摂津市消防団条例の一部を改正する条例

制定の件につきまして補足説明をさせていただきます。なお、議案参考資料条例関係の40ページから43ページにかけて新旧対照表を記載しておりますので、あわせてご参照願います。

今回の改正は、新たに機能別消防団員を任用するため消防団員の定員を改正し、あわせてこれら機能別消防団員に対する報酬を規定いたしますのでございます。

第3条は、現行条例で360人以内と定めております消防団員の定数を410人とし、うち50人を従事すべき消防事務の範囲を限定して任用する機能別消防団員といたしますのでございます。

第5条の2は新たに追加いたします条で、機能別消防団員の任期については5年に満たない範囲で消防団長が定めることといたしております。

第11条は字句の整備を行うものでございます。第11条の2は、新たに追加いたします条で、機能別消防団員の服務について適用除外規定を設けるものでございます。

第12条は消防団員の報酬について定めておりますが、同条に第2項として現行の消防団員報酬と併記し、新たに機能別団員の報酬を定めるものでございます。

なお、消防団員報酬につきましては、現行本市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(別表)で規定いたしておりますが、今回新たに機能別団員の報酬を併記いたします機会に、これを本条例に移行いたしますのでございます。

機能別消防団員の報酬額は、分団長6,900円、副分団長、部長、班長4,100円、団員3,600円でございます。

同条第3項は、消防団員の報酬金額等を特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(別表)から本

条例に移行する関係で、現行条例同条2項で規定しております報酬の支給方法について、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける職員の例によることと規定いたすものでございます。

第13条第2項では、費用弁償を前項の費用弁償に改めるものでございます。同条第3項は、消防団員が公務のため旅行をしたときは、非常勤特別職の職員の例により、費用弁償として旅費を支給するよう規定いたすものでございます。

附則といたしまして、第1項でこの条例は平成22年1月1日から施行するものと規定いたしております。

第2項では、現行特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(別表)に消防団員の報酬を記載しておりますので、この部分を本条例に移行いたします関係で、同条例別表中、消防団長から消防自動車団員の項までを削除いたすものでございます。

以上、議案第64号の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。ございませんか。

森内委員。

○森内一歳委員 機能別消防ということで、非常にいい話であると思います。基本団員さんとの違いですね。一応後方支援というか、補完というような形になってくると思うんですけども、例えば出動した場合には、消防団が平成18年12月で29分団あるんですけど、そのうち20分団に声をかけられて、出動されたのが4分団かな、5%ということなんですけども、そういうときに今回3社さんが機能別消防団という形でご協力いただけるということなんですけれども、後方支援ということよりも、出動した場合に

は実際の消防活動に従事されると思うんですけど、その辺のこの機能別消防団と現消防団との違いですね。その辺のこの活動内容。

それと、3社ともかなりの消防力を持っておられると思うんですけども、消防団には分団、それから自動車分団等があるんですけども、消防能力はどれぐらい持っておられるのかということをまず最初にお聞きしたいと思います。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 それでは、機能別消防団員についてのお問いでございます。

まず1番目は、基本団員と機能別消防団員の活動内容、その違いであります。まず基本団員と言いますのは365日、24時間、すべての場面において火災出動等災害に対応していただいております。今回発足させようとしております機能別消防分団ですが、これは機能別でありますから、何かの機能を特別に有している。

委員から先ほど指摘ありました平成18年の昼間火災、平日昼間火災におきまして、消防団20分団のうち4分団が参集いたしました、当初。これはかなりの消防力が低いというふうに推測できます。その部分を補っていただくために、企業の従業員さんで構成されております自衛消防隊、ここには消防ポンプ車も有しておられます。その分団に昼間のいわゆる就業時間内の大きな火災に際して出動いただく。

ですから、実際に行う活動内容としましては基本団員と同じです。火災を防御します。ただ、出動の時間帯でありますとか、年間の拘束されている時間といたしますか、その部分での違いがございます。

それと、もう1点、3社とも消防力を

持っておられますがいかなるものかというご質問でございます。ポンプ自動車、もちろん3社とも持っておられます。それに化学消防自動車も持っておられる事業所もございます。それで今回お願いしておりますのはその消防ポンプ自動車、または化学消防自動車を提供いただくというか、自社の消防力を持って、先ほど申し上げました昼間の消防力の低下を補っていただく。

また、消防団員さんにつきましても複数のそれぞれ事業所において登録されている団員さんの数は違いますが、火災防衛に当たる十分な人員の数を補完していただいております。

○野口博委員長 森内委員。

○森内一蔵委員 今の答弁でそれぞれ納得できるんですけども、しかし消防団の兼ね合いといいますか、特にこの3社というのは安威川以南に2社、それから以北に1社という形で、出動の声をかけるといいますか、出動要請についてどういうふうな体制で。

例えば、この3社は9時から5時の間であればほぼ全部、100%出動できる体制だと思うんですけども、ほかの消防団との兼ね合いになってきますと非常に難しいところがありますので、その辺のところの兼ね合いをどうするのかということ。

それと、もう一つは企業として、地域貢献というような形でこの報酬を辞退されるというようなことを聞いておりました、その辺のところもお聞かせいただけたらと思います。

それと、今3社ですけれども、今後ふやしていかれる考えはあるのかということをお聞かせいただけたらと思います。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 まず最初の質問でございます。摂津市の以南に2社、以北に1社でございます。この機能別消防団員、今回の3社におけます機能別消防分団に対しましては、出動区域は市内全域でございます。以南の2社、以北の1社、すべて市内全域を管轄していただきます。

それと、もちろんご指摘のとおり、9時から5時の時間帯でございますが、全域を管轄していただく。

そして企業として、地域貢献、CSRといえますか、防災力の向上を目指し、心意気といえますか、そういったところでご参加いただいておりますので、事業所といたしましてはそういった費用の、費用弁償でありますとか報酬はご辞退していただくというふうに私は伺っております。

それと、今後3社以外に将来的なビジョンはあるのかということでございますが、今回はたまたま昼間の大火災を想定しましたので、消防力を持つ自衛消防隊を有する企業の3社に限定いたしました。今後につきましては、消防本部、消防団のOB分団の活用もまた考えなければなりませんし、勤務地団員等、企業や地域を巻き込んで、この機能別消防団員分団制度を活用して、さらなる消防力の強化に努めたいと考えているところでございます。

○野口博委員長 森内委員。

○森内一蔵委員 あと今は3社なんですけども、例えば消防団員の報酬を辞退された場合、ほかに声をかける場合、他社にいうことでかなりの障害があると思うんですけども、その辺のところ。例えばうちの方は消防団員の報酬は要りませんよということで、今度お願いするときにはほかの企業にかなりの、私ととも無償でやらなとかというようなことになってし

まいます。

それと、あとは消防団に対してはいろいろと消防車の自治会等からの寄附等もあると思うんです。これは企業のいけば全部負担となってきます。その辺のところですね。市として今後の消防力強化についての補助等も考えておられるのかということもありますので、その辺のところもお聞かせいただけたらなと思います。

それと、もう一つはこの出動態勢については、この3社、安威川以南、以北、2社、1社となるんですけれども、これすべての9時から5時の消防に対しては出動要請をされるのか。その規模にもよると思うんですけどね。

それから、もう一つは大規模火災となってきますと、やはり9時から5時というだけじゃなしに、例えば夜間のときにも出動要請をしなければならない可能性もあります。そういうときには、その辺の範囲をどこまで広げられるのかということで、条例できちっと決まっておるんでしょうけれども、しかしやはり消防力を持っておられるところに要請をしなければ対応できないということもありますので、その辺のところの柔軟性というのはどのように考えておられるのかということもお聞かせいただきたいと思います。

あと、本当にこの機能別消防ということはあるんですが、ありがたいんですけれども、企業にとってはかなりの負担になってこようと思います。

それと、企業の場合は定年制があるんですけれども、一般の、先ほどもOB分団というようなことも、昼間の火災についてはOBが出動して、消防団を助けてやりたいというような声も聞いておりますけれども、その辺について、消防団員の定年制というのをひとつどういう形で、定年というのは今決まってないと思うんで

す。ですから各分団において、ある程度何歳になれば退団というようなことも聞いてますけれども、本部としてはどういうふうな指針を持っておられるのかということ、その辺のところですね。

消防団の昼間の消防力というのは、今サラリーマンが大体8割ぐらい消防団はおられると思うんです。それから、定年になられて時間ができて昼間の出動ができるというような方もおられると思いますんで、その方たちもやはりある程度消防団員として残っていただいて、昼間出動ができるような体制というものを考えていって、各分団の定年制というか、どういったらいいんでしょうか、定年はないようであるけれども、大体何歳ぐらいで退団というようなことを、各分団が決めておられるようなところもかなりあると思うんですけれども、その辺のところを消防本部としてどういうふうな見解を持っておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 それでは、3回目のご質問にお答えいたします。ご質問の順番、私の方で少しお答えが逆になるかもわかりませんが、ご了承願います。

まず、出動態勢のところでは時間の範囲についてでございます。そもそも今回のこの制度は昼間帯の、あくまでも昼間帯の消防力低下を補う、このためにまず一歩踏み出したものでございます。そのため、一応先ほどから委員もおっしゃっております9時から5時の時間帯、したがって夜中の大火では呼びません。それも9時から5時すべての火事で呼ぶのではなく、大火災ですね。冒頭におっしゃられました正雀の平成18年の火災、あれぐらいの大火災のときにお手伝いいただくと、そういうふう考えております。

それとOB団員の分ですけれども、我々がOB団員の活動として考えているのは、あくまでも後方支援的な、誘導でありますとか、かなりお年もお召しになられますので、余り過激な活動はできないと思います。したがって、後方支援としまして誘導したり、いわゆる広報、これもしていただきます。そういうふうな活用といいますか、お手伝いを考えております。

それと、今回費用弁償、報酬を辞退されておりますが、次に他事業所様が参加したいというときに何か妨げにならないかということですが、これは一応条例の中でも規定はしております。今回の補正予算にも補正を上げていただいております。ただ、今回に限っては3事業所さんともご辞退ということなので、もしこれが使わないという場合には、また3月に減額補正で上げようこのように考えております。

したがって、現段階では他事業所さんがこれからいろんな形で機能別分団として我々も広く活用していこうと思っておりますが、その折に報酬と費用弁償のご辞退、この分については何ら拘束されないであろうと考えております。

○野口博委員長 明原参事。

○明原消防本部総務課参事 それでは、ただいまご質問ございました企業さんが消防活動を今回させていただく中での費用ですね、車両などに係る費用の経費の面での問題点というご質問だったと思いますが、その点につきましてご答弁をさせていただきます。

まず、一般に先ほどから言われてます基本分団、これ既存の分団になるんですけれども、基本分団につきましては、摂津市消防施設等整備等補助金制度というのがございまして、これは地元が消防車な

り、屯所、そういったものを整備、補修される場合には、些少でございますけれども、公費、市の方から補助金を出させていただくという制度がございます。今回、参入していただきます機能別消防分団、3企業の分団につきましては、この補助金は基本的には考えておりません。

それと、企業の方にそれではちょっと負担がかかるんじゃないかというご質問なんですけれども、まず活動中のそういった経費については全面的に市が見るという考え方で。具体的に申し上げますと、例えば活動中に車が壊れてしまったとかいう場合でございますと、全国市有物件災害共済会の車両共済に加入いたしますので、その分で填補をいたします。

それと火災出動で事案が長くなりますと、現場でガソリンが切れてしまったりという場合も想定されてきます。その場合の燃料代につきましては、本市の方で負担をいたします。

そういった内容は新聞報道でも書かれておりましたとおり、本市と企業さんの方で覚書ということを締結いたしまして、そういった費用の弁償の部分をきっちりと整備をしていきたいというふうに考えております。

○野口博委員長 森内委員。

○森内一蔵委員 最後に一つお聞かせいただきたいんですけど、今度機能別分団ということで、各企業がいろいろと自主的な防災訓練も含めて団員さんの訓練もされておると言うんですけども、消防団員と今度新しく機能分団ということなんですけど、その団員さんとの消防訓練の内容というのは、どういうふうに考えておられるのか。

それと現基本分団の平均年齢は大体どれぐらいかというのを参考に教えていただきたいんです。今後、この機能分団と

いうのは大きな役割を果たされると思いますので、その辺のところのやっぱり待遇というか、いろいろな手当というものをきちっと考えていかなければならないと思うんですけど、今後についてどういうふうに考えておられるのかということをお聞きして終わりたいと思います。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 それでは、まずご質問のうち訓練についてでございます。

基本分団と同じく機能別分団におきましても、毎年実施しております消防訓練、これは同じく入っていただきます。その他消防出初め式にも参加いただくように予定しております。

○野口博委員長 明原参事。

○明原消防本部総務課参事 お問いの現基本分団員さんの平均年齢でございますが、すみません、手元にちょっと資料が今見当たらず申しわけないんですが、約42歳であったと記憶しております。後ほど正式な数字はペーパーをもってお示しいたしますので、よろしく願います。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

村上委員。

○村上英明委員 今回の機能分団さんということで、本当に先ほど言われました各3社さんですね、本当にありがたいなと思うところでもありますけども、その中でこの定数ですね。360人以下というこの以下を削って、基本分団360人と機能分団50人ということに制定をされておられますけども、この人数に満たない分ですね。例えば欠員というんですかね、ということで補充についてのまた努力をされていくのか、そういう定数についての考えをお聞きしたいと思います。

それから、2ページのところで消防団

員さんが職務のための旅行をしたときということが書いてあるんですけども、例えば旅行すべき事由が発生したとき、要は判断を団長さんがされるのかについてお聞きしたいと思います。

それから、もう1点は、火災現場で総括的な指示が必要かと思っておりますけども、その折、今までの基本分団さんと今回機能分団さんが同じ現場に到着されたときに、総括的にといたしますか、だれがヘッド的な立場で作業の指示をされるのかということについてお聞きしたいと思います。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 それでは、ご質問のうち、まず機能別分団員、今回の制度に伴って定数を改正いたしました。360人以下を410人として位置しております。この以下という言葉自体につきましては、同義語でございますので、字句の整理として以下という言葉は削らせていただいております。

それと減数、マイナスが出てくるのではないかというお問い合わせでございます。この360人というのは、これは条例定数でございます。私どもいつもご説明する中で慣例的な目標人数といたしますか、それをお示しいたしております。それから見ますと、慣例定数から見ますと現在のところマイナス8名、現状337名の慣例定数345名として設定しておりますので、マイナス8名となっております。

このマイナス8名の部分でございますが、やはり各分団の事情で、分団員さんいろいろ入れかわりがございます。いわゆる技術であるとか、知識豊富な団員さんが今度退団し、新しい若い方が入団されるときに、やはりそういった伝承も必要でございます。というところで定数に余裕を持たせて、それぞれの分団がオー

オーバーラップして活動できるように、その期間中できるように定数には余裕を持たせております。

それで、あとこのたびの機能別分団員の定数50名につきましては、これはこの制度を発足させるために3事業所さんと事前にいろいろ協議を進めました。その結果50名という数字を出したところでございます。

それと、もう1点、火災現場での指示でございますが、機能別分団といえどもやはり消防団長の指揮下に入ります。出動に対しても消防団長の出動指令によって出動するわけでございますから、災害現場においても消防団長、またはその規模によりましてはそこに消防長と消防署長がそこで指揮をとる場合もでございます。

○野口博委員長 明原参事。

○明原消防本部総務課参事 それでは、私の方から消防団員が公務のために旅行するとき、その旅行すべき事由の判断はだれがしていくのかというご質問だったと思っておりますが、その点につきましてご答弁させていただきます。

まず、旅行すべき事由の判断につきましては任命権者、つまり団長につきましては任命権者は市長となっておりますので市長となります。その他の団員につきましては、団長が任命権者となりますので団長が判断することになります。

ただ、我々一般職の職員でありましたら、市の方で事務の専決規程というのがございまして、それぞれ一般の係員であれば課長であるとか、そういった専決していくんですけども、消防団の場合は事務決裁規程で専決の規程を設けておりませんので、今申し上げましたように階級が団員の方であっても団長の決裁をいただくというような形になってこようかと思っております。

○野口博委員長 村上委員。

○村上英明委員 定数の件につきましては、先ほど質疑ありました6号の方でも給与費明細にあると思っておりますけども、そのあたりの特別職の人数ですね。このあたりももしかすれば企業によっては、例えば定年退職云々とか、転勤とか、そんな形で変更になってくるのかなとそういうふう思うわけですけども、やっぱりこの定数で条例的に定められるということの中に当たっては、やっぱり定数に向けて人数、努力をお願いしたいなとそういうふう思います。

それから、先ほど森内委員の質問の中で、企業さんとの覚書をされるというふうにお聞きしましたけども、これ例えば各企業さん、若干の考えがもしかしたら異なるようなこともあるかもしれませんけども、そういう中で若干、その中ではA会社、B会社、C会社という中で若干覚書の内容は異なることになるかもしれませんけども、その辺は市として考えはどうなのかということをお尋ねしたいと。

要は同じ内容で行きたいと思っておられるのか、いや、それぞれの企業さんの考えがあるので、その辺でそれぞれ企業さんとの調整の中で変更もありますよということになるのかなというふうに思いますけども、その点だけお聞きしたいと思っております。

それから、団長さんの指揮、現場でそういうのをしっかりと調整がとれるようお願いをしたいと思っております。

今回火災ということになってるかと思っておりますけども、その辺の1点だけ確認をしたいんですけども、その辺の文言が新しくできるこの11条の2というところで、火災いうところの業務ですよということが見えるのかどうか、確認したいと

思います。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 まず、覚書でございますが、これは現在各3事業所様の方に掲示いたしまして、内部について確認をいただいております。内容につきましては3事業所とも同じ内容で掲示しております。何か不備があれば調整していくと、そのような形をとっております。

○野口博委員長 明原参事。

○明原消防本部総務課参事 それでは、私の方から第11条の2でただし書きは機能別分団には適用しないということで、これが火災限定というふうには読めるんですかというご質問だったと思います。それにお答えをいたします。

まず、この適用除外の元の第8条なんですけど、これは服務について規定をしております。消防団員は団長の招集によって出動し、職務に従事すると。このあとにただし書きがございまして、ただし招集を受けない場合であっても、災害の発生を知ったときはあらかじめ指定するところに従い、職務に従事しなければならないというふうに規定しております。

今回、お話し合いの中で、先ほども説明にあったと思うんですけども、出動要請は団長がさせていただきますということを大前提にしております。したがって、このただし書きの内容は自分で見つけたら行く義務があると、基本消防団員ですね。自分で火事を見つけたときには出動する義務があるというふうに書いておりますので、この義務を免除する規定としております。

それと、第9条の方は、これは基本団員が10日以上居住地を離れるときは届けなさいという規定になっておりますが、今回機能別分団員さんについてはこれも除外します。あくまで企業の就業時間の

9時から5時という限定をしておりますので、これも免除しますという内容で第11条の2を定めております。

○野口博委員長 村上委員。

○村上英明委員 先ほどの業務内容というんですかね、この火災というところは、要はどの条文で見えるのかなということでお聞きしたんですけども、例えばそれが限定しなければ、例えばほかの訓練とかいうことについても団長さんがお願いをすればしていただけたら、そういうことも読めるというんですかね、そうなるかと思うんですけども、その辺でどういう文面の中で、例えば火災のみですとかいうことで今されてると思うんですけども、それがどこで読めるのかなということをお聞きしたので、それだけお答えをお願いしたいなと思います。

○野口博委員長 明原参事。

○明原消防本部総務課参事 この今回改正条例の中では火災に限定してるという部分では読めません。先ほどから話に出てます覚書の部分で定めて、双方確認していこうという流れを考えております。

現在、まだこれは素案の、我々の段階でございます。企業さんとはこれから少し詰め、最終の詰めが残っておりますけども、その分を紹介させていただきますと、限定した消防事務の範囲は次のようであると。一つには午前9時から午後5時まで消防本部が覚知した火災等の災害で消防団長が出動を要請したものと、これが第1になります。

それと、これに定めるほか、機能別団員さんの方で覚知した災害で、機能別団員の分団長が出動を判断したものとということになります。

それと、先ほどから話に出てます訓練参加、これは消防団長が要請した分は出ただけのようにしております。

それと、出初め式及び年2回ほど全体の消防分団長の会議がございますが、こちらにも出席は分団長さん1名にさせていただき予定をしております。そういったことを覚書で締結する予定をしております。

○野口博委員長 村上委員。

○村上英明委員 要望としてなんですけれども、覚書でその業務を限定されるというようなことでございますので、摂津市内、四千数社民間企業さんもございます。

そういう中で、例えば訓練のみなら参加してもいいよとか、そういうご希望等々もあるかと思っておりますけれども、その辺でより摂津市内の消防団員さんの負担軽減にもなるとか、また消防活動がしっかり充実していけるように、摂津市内の業者さんも含めて協力していただけるような形で今後取り組みをお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○野口博委員長 ほかにありますか。

三宅委員。

○三宅秀明委員 それでは、まずこのたび、先ほど来お話にありますように3社の事業者様にご協力いただくということで、また地域貢献をテーマにご協力をいただくということで、これはやはり非常に感謝をしたいなと思っております。

新聞報道等にもありましたけれども、この事例自体がめずらしいことであろうと思ひまして、全国的な事例や、大阪府下でも結構なんですけど、そういった範囲でこういった同種の事例というのは、存在もう既にしておるのかどうかというのをまずお願ひしたいと思ひます。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 現在、消防の方で把握している中では、このような事例はないと聞いております。といいますのも、勤務地団員という制度ではなく、事業所

の自衛消防隊、消防ポンプ自動車を活用していただひての機能別分団ということで、こういう事例は全国的にはまだ聞いておりません。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 わかりました。現在、全国的にもということ、これは初めてのリーディングケースになるという可能性もあるという、非常に重要なスタートであろうと思ひます。

そこで、やはり制度として本市の事例がモデルになるのであれば、非常にある意味プレッシャーのかかるスタートにもなるかと思ひますけれども、そこでこの条例の中で、報酬について、括弧書きで機能別消防団員にあってはというくだりは、分団長からの記載になっております。団長と副団長に記載がないということは、この機能別消防団員さんには、団長も、また副団長への就任というんですかね、は想定していないということなのではないでしょうか。まず、この1点をお願ひいたします。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 機能別消防分団はあくまでも分団として活動していただきます。団長、副団長にあっては団本部を組織する団員でございますので、現在のところ団本部への登用は考えておりません。あくまでも分団としての活動でございます。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 わかりました。それでは、やはりこの辺についても企業さんとの話し合いの中で、そういった細かいことも恐らく覚書の中で、またその覚書を交わされるときに、協議される中で恐らくお決めになられてるかと思ひます。

さらに行きますと、今後実際に出動されたケースであるとかが出てきましたと

きに、いろいろとこれも決めておかねばならなかったとか、今後こういった、例えば制服の面でありますとか、備品の面でありますとかも出てこようかと思いません。

以前のたしか三好委員もご指摘されておりましたが、防災士という民間資格もございまして、こちらは郵便局にお勤めの方が取得をされるケースが多いかというふうに存じております。また、地域にあってはそういった自主防災組織もありまして、やはりそういったところとの連携といいますか、情報交換等も必要になってこようかと思えます。

この点について、整合性とまで言うて大きくなるかと思うんですが、どのように関係を今後考えておられるのか。今もしお答えいただけるのであればお願いをいたします。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 それでは、ご質問にお答えいたします。

今後のケースということで、自主防災組織ですとか他団体、市内防災に貢献なされている他団体との連携でございますが、やはり機能的消防分団といえども消防分団でございます。ですから、基本分団と同じく訓練時の参加、これはなかなか難しいものがございしますが、意識の中では地域防災に貢献するという中では同じ目標を持って活動している部分でございますので、その点は具体的な連携という事例はなかなか出ませんが、同じ意識を持ってということ認識をしております。

それと、申しわけございません、先ほど一つ申し忘れてましたが、今回この機能的消防分団と言いますのは、この任期を5年と定めております。この5年という定めの中からやはり消防団本部組織の中

へ入っていくというのはなかなか困難な部分もあるということが現状でございます。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 わかりました。またこれはスタートということですので、今後いろいろな事例と向き合って改善等に当たっていくのが普通のやり方なんだろうというふうに思います。この制度がやはり全国的にモデルケースとなれるように、誇れるような制度になれるように、また企業様との連携もしっかりと図られながら、運用をしていただくことをお願いをいたしまして、終了いたします。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前 11時38分 休憩)

(午後 0時45分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第58号及び議案第60号の審査を行います。

本2件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ある方、よろしく申し上げます。

村上委員。

○村上英明委員 今回の議案第58号ということで、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正ということなんですけども、その中で第6条を削るということになっておりますけども、この中で職員の休息时间というのを廃止ということになるかと思えます。

これも私の考えなんですけども、平成18年ですか、国家公務員の方で、勤務時間の制度も休息时间で一本化するというような方針が出たかと思えますけども、その中で休息时间を廃止された経緯につ

いて、1点お尋ねしたいと思います。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 休息を廃止するに至った経緯ということでございますが、18年に、国、国家公務員が廃止したということは、我々も認識をしておりました。

労働組合と当時からいろんなお話をしてまいりましたけども、労働組合の方とお話をする課題がほかにもたくさんございまして、給与改定の件であるとか、各種手当、月額特殊勤務手当を出来高制の日額に変えたりというような経過がずっとございました。人事院の勧告でマイナスの勧告等々も出てまいりました。

その中で、一つひとつ片づけながら、時間はかかりましたが、ことし申し入れをして、秋口に協定書を交わしまして、来年4月からの廃止を組合の方と協議が整ったということでございます。

よろしく願いいたします。

○野口博委員長 村上委員。

○村上英明委員 平成18年に国の方でこういう改定がされたということを知っておられたという中で、今回という中で、いろいろとほかの事案等々、組合との協議がありましたというお話もございましたけども、2年か3年前ぐらいでしょうか、例えば、北海道かどこかだったと思いますけども、たばこの本数云々とかいうのもあったかと思えます。

その中の考え方としまして、地方自治法なり、労基法なりということで、休息、最低45分、8時間を超えたら60分とかいうことであったかと思えます。その中で、休息というのは無給ですよ。休憩というのは有給ですよという考えの中で、いろいろと議論がなされてきたかと思えますけども。休息というのも一つの気分転換いうんですか、気分をリフレッシュして、今やっている業務に携わって

いこうと、そういうふうな考えになるかと思えますけども。

休息時間を今回廃止されましたけども、今まで休息時間があった条例の中で、どういう形で運用されたといえますか、休息に対しての考えをされてこられたのかということだけお尋ねしたいと思います。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 運用につきましては、基本的には各課各課で所属長がおりますので、所属長判断で休息を与えます。特に午後のどこかの時間に与えるということによっております。ただ、窓口職場におきましては、来庁者も見えますので、実質、ローテーションで別の部屋にということはいたしておりません。お茶を飲んだり、近くにある職員専用スペースで少し休息をしたらというような形で運用をいたしておりました。

実質、休息につきましては、おっしゃるように、本来は勤務時間の一つでございまして、すぐに職につけるようにした上で休息をとらなければいけないということになっておりましたので、余り席を離れることなく、大半の方が自席のそばで休息をとっておったのかなと思っております。

やはり条例でなくなりましたけども、委員ご指摘の気分転換というのは、我々も仕事を効率的にする上でも、人間の集中の時間も限度もございまして、手を休めるということは、我々としては当然必要な時間といえますか、仕事を効率的にする上で、そういうことも必要ではないかなとは思っておりますが、休息ということは、やはり国の方も廃止をしておりますので、我々も条例から削除させていただきたいということでございます。

○野口博委員長 村上委員。

○村上英明委員 休息時間、例えば、今

回条例上、廃止をされても、職員さんの勤務形態というんですか、取り組み方というのは変わらないようお願いしたいというふうに思いますので、その辺要望として終わりたいと思います。

○野口博委員長 ほかにございますか。

三好委員。

○三好義治委員 休息時間の廃止についてでございますけども、過去の経緯からいったときに、1989年当時、日本が世界よりも働き過ぎだということの中で、それぞれ時間短縮の推進に取り組み、摂津市におきましても、十数年前にそれを議会と相当議論を重ねてまいりました。

当時は9時から17時30分までの就業時間の中に、間に休息時間を入れておいて、現就業時間が8時45分から17時15分までになったそのときの経緯を今思い起こしますと、時短を推進するために、朝8時45分から9時までを休息時間にした過去の経緯がございます。

それが時短が1,800時間を切った中で、それぞれ足並みをそろえるのに、15分を撤廃していきたいという市の基本的な方針があった中で、今回は国の方針に基づいて、8時45分から17時15分までの就業時間を定めるということになりました。

これは確認なんですけど、今の市の年間総労働時間が、今実態としてどうなっているのかという点をお聞かせいただきたいのと、それから、年間総労働時間を計算するに当たって、休日が今どういうふうな推移になっているのか。要は国の法律で定められている祭日並びに土・日を含めながら、その部分と、それから夏季休暇も含めてご提示をいただきたいなど。

まず、その数値を出していただくと同時に、今の時短ということについての考え方についてもお聞かせいただきたいと

思います。

一方では、17時15分までの就業時間で、次に残業ということになりますけども、残業までのつなぎを今行政としてどうとらまえているのか、この点について、まずお聞かせいただきたいというふうに思います。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 まず、1日の勤務時間ですけども、委員ご承知のように、8時45分から5時15分の中で、45分間の休憩が入っておりますので、実質労働時間が7時間45分でございます。それを一般的に本庁でご説明いたしますと、土・日が休暇となっておりますので、週5日、38時間45分になろうかと思えます。年間トータルで約1,800何がしだったと認識をいたしております。

時間短縮の件ですが、去年の人事院勧告前は、国家公務員は1日8時間、週40時間ございました。当時は、どちらかといいますと、大阪府は国に合わせようと。うちが7時間45分ございましたので、1日の労働時間を15分延ばすようにというような指摘もございましたが、去年の人事院勧告だったと思うんですが、国においても7時間45分という勧告を受け、この4月から7時間45分ということになっていると思えます。

土・日・祭日でございますが、基本的に、本庁は土・日・祭日につきましては閉館ということでさせていただいています。また、夏季休暇でございますが、本市は7月、8月、9月の3か月間で7日を付与いたしております。

もう一つ、時間外のつなぎのところでございますが、基本、17時15分までが定時でございますので、17時15分以降、一般的に時間外ということで処理をいたしております。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後0時57分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○野口博委員長 再開します。

山本課長。

○山本人事課長 年間の総労働時間でございますが、1週間が、先ほど申しました38時間45分でございます。それを52週ということで、2,015時間になります。祝日相当として19日をマイナスいたしております。その分が147.25ということで、1,867時間という計算でいっております。1,867時間で年間の総労働時間ということでいかせていただいております。

続きまして、休暇の付与でございますが、年次有給休暇につきまして、4月時点で20日を付与いたしております。1年分だけ繰り越しができますので、初任者におきまして、前年、有休をとらなかったときに、次の年度では40日になるということで、最大40日になろうかとは思いますが、初年度は20日を付与いたしております。夏季休暇につきましては、先ほど申しました3か月で7日を付与いたしております。

有給の消化率でございますが、平均取得数でございますが、昨年度、20年4月1日から21年3月31日で、摂津市職員の平均取得数は12.2日になっております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 こういった休息時間を取っ払って、年間総労働時間を管理していく上で、僕はそういった今の休日数もそれぞれやっぱり検討していかなければならないというように思っているんですね。

その中で、今出されているのが、年間所定労働時間から計算をしていくと2,

015時間で、その中で祝日法で定められている休日と年末年始をとられると19日、プラス公務員の場合には夏季休暇7日で、年末年始の休日、さっき明らかにはしていないんですけど、要は祝日法で定められている休日というのが、たしか14日間だったと思うんですけどね。それ以外に5日間付与していると。さらに夏季休暇で7日間。12日間、これが民間と、またちょっと違うところなんですよね。

だから、年間総労働時間を管理する上で、以前は年間1,800時間を目標としながら、公務員も足並みそろえて動いてきて、その中でそういった休日数が、そのまま維持しているということについて、組合と今日までの交渉過程の中で、その辺は検討されてきてなかったのか。それと、冒頭にも言いましたように、今の世の中の趨勢の働き過ぎと言った時短の推進等、もう一方では、要は今の非正規社員関係、いわゆる雇用の拡大という視点から見たときに、時短と雇用拡大というものの行政責任としての考え方について、どう考えられているのか。

もう一方では、職員のワークライフバランスについて、今後どういうふうな推移をしてくるのかについて、お答えをいただきたいなというふうに思います。

休日については、さっき言いましたように、19日のうちの祝日法で定められた以外の年末年始の休暇について、数字を具体的に教えていただきたいのと、夏季休暇についての考え方について、お聞かせいただきたいと思います。

1回目に質問いたしました、就業時間7時間45分の中で、実施する労働時間が7時間45分の中で、17時15分までが就業時間で、残業を行う場合に引き続いてやっているということについて、ワーカーと言われるところは、ある程度、

休憩をとりながら、次の残業に入っていくんですが、けじめという面も含めて、そういった部分での人事管理はいかななものかなと思いますので、考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 先ほど二千何がしてから19日分をマイナスすると申しました。その19日分に年末年始の6日間も含まれています。祭日は、年によりましたら土曜日と重なるときがありますので、基本は13日といたしております。それと年末年始の6日を足しまして、労働時間を出す際に、19日間をマイナスしているということでございます。

ワークライフバランスということですが、我々、育児休暇の制度が、条例を改正させてもらいましたように、育児休暇をとれる期間も拡大をさせていただいております。場合によっては、少ないですけども、男性も育児休暇、過去2人ですけども、取得をいたしております。

休暇の話ばかりになって申しわけないんですけども、就学前のお子さんが病気等をしたときに、双方働いておりますと、そういう制度もとらせていただいております。

その辺、いろいろ考えながら、今後、ワークライフバランスを考えていきたいということでございます。

雇用の拡大というところでございますが、今、行政パートナーの方が数多く入っていただいております。非常に力をお借りして、我々としては喜んでいく状況でございます。

ただし、比率的にたくさんになりますと、やはり業務の継続といえますか、ノウハウが引き継げないということも考えられますので、我々、必要な知識は、や

はり正職で、当然継続していかなければいけないという考えもありますので、その辺のノウハウが蓄積できるところは、やはり正職で対応していきたいということでございます。

5時15分以降のお話ですが、我々としては、8時間以上お仕事の場合、休憩1時間ということは理解はいたしております。ただ現状、職員、やはり一刻も早く、帰りたいという意識もございますので、5時15分から時間外対応になっていると、こういうことでございます。遅くまでするときは、やはり当然、どこかのところで休憩を入れてるということはあろうかと思いますが、基本、5時15分以降については、時間外手当で対応をいたしているところでございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 休息を前に持ってきて、それから時短の推進を行うときに、本来8時45分から9時まで取っ払った中で、最終的には7時間30分を目指してきたのが今日までであったんですね。

その時短の考え方というのが、今の社会情勢の変化とともに、もともとの時短の考え方が、基本的に変わってきたということは認識しています。

その中で、今、民間企業もこれだけ冷えきった経済情勢の中で、時短ということも余り口走らんようになってきたんですが、まずは雇用の確保というのが、今、社会の変化になったと思いますので、7時間45分に対してのことについては、余りこだわっていないんですが、ただ一方では、今の休日数を計算いたしますと、土・日の休日数で104日、それから、もう一方では、祝日法に定められている休日が13日、年末年始の休日が6日、それから夏季休暇が7日、合計しますと130日になっているわけですね。

民間の今の目標が、休日数を125日まで持っていきたいというのが、今の民間の目指している姿で、大企業については、125日は大概是クリアしているんですが、中小企業になると、まだまだその辺が足りない部分がある中で、夏季休暇の考え方について、私、もうちょっと考えるべき違うのかなと。といいますのも、今言われているように、育児休業法が制定された中で、そういった特休制度も導入してきたり、一方では、年間休暇20日間付与している中で、取得率が、今聞きますと、約60%ぐらいですね。60%の取得率ならば、有給の取得の推進を図るということも、一つは、人事の一方の仕事というふうに思っています。

あと、有給の推進と同時に、夏季休暇の7日間というのが、以前は摂津市は9日間あった中で、ここ数年来で改正をしながら、今、ようやく7日間になってるんですが、ただ年間総休日日数130日プラス有給20日間ということを考えますと、130日というのが、まだ非常に我々としては多いんじゃないのかなと。

やり方としては、7日間を仮に5日間としながら、残り2日間を有給で対応していくというのが、一方では、民間企業でやっている夏季の連続休暇というのが、例えば、土・日を挟んで、最初の土・日までやったら、間2日間は一斉有給取得日ということに定めながら、有給取得の促進にも図っているわけですね。

これは、有給というのは付与される分ですから、本来権利があるもので、そういった強制一斉有給取得というのは、本来あるべき姿ではないと思うんですが、ただ、有給という部分の取得の推進ということを考えますと、これも一理あるやろうな。その中で、夏季休暇の7日というのが、非常に我々としては、まだ多過ぎ

るんじゃないかなというふうに思っております、この点についての考え方について、お聞かせいただきたい。

一方では、17時15分からの残業へのつなぎというのは、休憩をとらずのが、本来はあるべき姿であるというふうに私は考えております。

考え方というのが二つありまして、一つは長時間労働の廃止の原則から考えたときに、就業時間が終わって、それから一たん休憩をとらずと。さっき休息言いましたけども、休息というのはすべて廃止になりますから、休憩をとらずして、けじめをつけて17時30分からは、本来は残業時間やと。これは、要は長時間労働の原理原則から見たときに、その施策をやるべきやというのが、まず1点あります。

それと、残業というのは任意でやるべき問題ではなしに、管理職からの業務命令になってきますよね。それがそのけじめがつかずに、そのまま流れていっていいのかということも考えておりました、この辺について、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思っております。

全体的には、将来を考えていったときに、副市長、700名体制という一方での定員管理がある中で、700名体制に持って行く中で、先ほど言いましたように、休日日数も含め、労働時間も含めながら、一方では行政パートナー等々を採用しながらやってるんですが、これは、ただ単に点で見るのではなしに、やっぱり現業も含めながら、一律でこういったやつは見るのではない部分もあると思うんですね。

だから、今回の条例というのは、一般事務と本庁と現業も含めてのことになっていると思うんですが、例えば、環境センターとか、現業職場において、本当に

残業までのつなぎの15分が、本当にそれが適切な処置ができるのか。それから、例えば、パッカー車運転しておいたら、通常でも道交法でいけば、2時間を超えた場合には休息をとりなさいというような指導もあります。だから、その辺の兼ね合いも含めながら、ご答弁いただきたいというふうに思っております。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 まず、夏季休暇の考え方でございますが、今、ご指摘ありましたように、7日を付与いたしております。大阪府下の状況でございますが、昨年度の状況でございますが、本市と同じように、7日を付与しているところが20団体ございます。8日付与しているところが16団体、我々より少ない6日というところが4団体、5日というのが1団体ございます。

国家公務員の方はと申しますと、3日だったと思います。そこに委員ご指摘のように、有給休暇を挟んで、長期という形で夏を休暇をとっておられるということは聞いております。

今、作成中でございます第4次実施計画がございます。その部分で労働組合との協議が必要ですが、休暇並びに諸手当については、先ほどの夏季休暇も、申しましたように、国家公務員より多く付与しているということもございまして、基本的には、我々、国準拠ということがよく言われますので、国準拠に持っていきたいということで、第4次実施計画で、そういうメニューは、当然上がってくるものというふうに考えております。

続きまして、17時15分からの15分間、休憩をということでございますが、我々といたしましても、現状の課題は認識をいたしております。8時間を超える場合、1時間の休憩ということが決まっ

ておりますので、本来であれば、委員ご指摘のようにしていく必要があるのかなというふうに考えております。

団体によってはいろいろございまして、昼休みの休憩を1時間付与している団体もございまして。基本的には、本市と同じように、45分が大半でございますが、昼休みの休憩を1時間付与して、8時間を超えても、そこで1時間の付与を与えているというふうに運用を行っている団体もございまして、我々としては、今、委員ご指摘の課題は認識いたしておりますところでございます。

あと、パッカー車の作業の件でございますが、現状詳細まで認識は理解しておりませんが、午前、ごみを収集に行きましたら、一応、パッカーの状況によっては、いっぱいになれば一度帰ってくると。昼は、基本的には環境センター内で休憩をとっていると。昼からも場合によっては、2回とる場合でも、パッカーの量によりまして、一度帰ってくるような形で運用しているということもございまして、事故のないように、運転が長時間にならないようにという配慮は、現場の方はいただいているというふうに認識をいたしております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 休息時間を廃止して、それから、次に残業につなげていくというのが、今、まさに人事課長が言っているように、労基法の中で、8時間を超える場合には1時間の休憩を付与しなさいと。休憩を設けなさいと。

今現在、17時15分までで7時間45分です。そのまま引き続いて15分残業を仮にすると、17時30分までで8時間を超えるんですよ。

実際、15分の残業というのは皆無に等しくて、サービス残業になっていると

思います。残業時間をつけた場合に、30分、1時間、仮に残業ということになると、8時間を必ず超えるわけですね。この辺についての労基法から見たときに、今のこれでいいのかというのを聞いてるんですよ。

だから、もともとは、我々は15分間を前倒しに休息时间を持ってきたときにも、そのときにこの議論もさせていただきました。将来は、時短が世の中進めば、15分を撤廃して9時から17時15分までの就業時間で、7.5時間の1日の就業時間に持っていくということの中で、今日まで来たんですよ。

ところが、今回、今までは休息时间があったから、30分残業ぐらいだったら認めようかというぐらいで我々来ておったんですけどもね。それが、今回、8時45分から17時15分までになると、我々議会としてでも、労基法に定められている1時間ということを黙認というわけにはいかんと思うんですよ、これはね。

だから、これは条例の部分とはちょっと外れてますけど、ただ、休息时间も就業時間内であったから、そのときにも議論しておかなければならない部分ですけど、休憩は次の残業の部分では入れるべきやと。これは、きょう議論しても回答出ませんが、今後、労働組合とひとつ議論の俎上に上げていただきたいと。これは労基法の関連からいってでも、それはきっちりとやるべきやというふうに思っています。これは要望にしておきます。ぜひ議論してください。

それから、もう一つの年間総労働時間を考えたときの休日数の付与で、特に夏季休暇、府内でいろんなばらつきがあるというふうに聞いておりますけど、私は、職員もそれぞれいろいろと通院したり休んだりという部分があれば、一方ではか

わいそうやなと思っているのが、連休というのが本当に年末年始しかない。通常、民間よりは5日間は休日数は、大手企業と比べても5日間はふえてますけど、要は、これからの時代というのは連休感、個々、個人管理をさせる連休感ですね。

だから、夏季休暇も減らしていただくと同時に、逆に、夏季休暇プラス有給取得をしていただきながら、夏場ですと、5連休制度ぐらいをとれば、両方で、土・日挟みますと、9日間の休日になります。

それは計画有給制度を導入しながらやっていくなれば、そういったことが可能になると。その条件の中で、民間よりも5日間、休日が多い部分を何とか是正できないものか、この辺をね。

これをそれぞれ1時間の給料にアワーレートに計算すると、相当な出費になってきているんですよ。アワーレートというのはわかりますよね。本給プラスそれぞれの諸手当並びに社会保険関係を時間給に換算した場合に、それぞれが相当な金額になってきていると。こういうような原価計算もしながら、やっぱりやっていくべきやと。

一方では、職員に対する福利厚生もどンドンどンドン厳しくなっているんで、一方では、有給付与をしながら、連休感を持っていただいて、働きやすい職場に持っていくというのも、ここではやらなければならない施策やと思うんです。

それがワークライフバランスの本来の基本的な考え方でもありますから、だから、夏季休暇の点について、改めて今後の考え方と、さっきの17時15分のはつは、まさに労基法の関係があったら、これは僕がきょう言うのは、必ず改善してくれということをや望として言うときますけど。夏季休暇の考え方について、一定のお考えをお聞かせいただきたいと

いうふうに思います。

○野口博委員長 小野副市長。

○小野副市長 この議論は、三好委員が言われたように、休息の問題も、夏季休暇の問題も有給休暇の考え方も、今回が初めてではございません。

今直ちに、これをどうするということについて持ち合わせはありませんが、これは、やはり一度、組合とも議論して、どういう方向がということはやらなあかんと思います。

現実には、ただ、私が知っている限りにおいては、一般事務職で、有給が1日で、夏季休がゼロいうのもあります。現場は、私の知っている限りでは、大体年休はほとんど消化、夏休は全消化だというふうに理解してました。そうしますと、これが現実には、行政職だけの部分と保育所現場、これも以前から生理休暇の扱いでいろいろ議論されて、指定休、おかしいんじゃないのかと、生理休暇というのは。

現場に子どもさんがおるとか、ごみがあるという状況と、一般事務というのは、また違うんですね。私は、個人的には、休息というのは、生産ラインなんかは極めて大事やけど。今まで言われたんは、いつでもたばこ吸うてるやないかと。いつ休息やと、一体、これ、市の職員は、だれが管理しているんやということも、以前、そんな議論まで覚えています。

ですから、一般行政関係というのは、休息というのは、あんまりなじむものじゃないなど。ただし、定型的な継続恒常的な業務というのは、休息というのは、実質大きなもんだったんだろうなというふうに思います。

それで、夏休にしましても、確かに個人の感覚になったんです。自分はだれが何言おうと、1週間、海外旅行で休むんやというのと、そんな休んだら、また上

司にも怒られるし、ぼちぼちぼちぼちしか仕方ないなというのもありますから、いろんな形態がありまして、夏季休暇でも相当本人が意識しないで、これはこうするんやということを思い切らないと、なかなか1週間、9日間の休みを長期でやるということは、その間の仕事はだれがやるんやというようなことで、よく聞こえます、これは。

したがって、やるのであれば、私どもは、平均で12日しかとってないわけですね、実際に。夏季休暇は、もともと、これもいろいろ言われました、以前から人事の時に。冷房が入ってないときにやってたもんやと。あのとき言われたのは、冷房入った時点で、やめと、すぐに。おかしいやないかと、こんなものはないということも聞いたこともあります。

それが、5日から9日間ぐらいで流れておるということで、本来、夏季休暇はどういうもんなんだという議論から始まるんです、確かにこのことは。何のための休暇であったんやと、そもそも論から。

ただ現実としては、7日というのは平均的なもんなんですけど、今言うてる、やはり休むのであれば、一定のところできちっと休みやすい職場にしてやると、夏季休暇なら夏季休暇で、その期間ぐらいは。そのときの有給は余っているわけですね。そのことは確かに一つ視点なんです。

ただし、現場のことを考えたら、このことが通用するかどうかという、完全消化だと私は思ってたんで、有給も20日、夏季休暇、完全消化という実態が、多分現場には残ってあるだろうと思いますから、そうなりますと、こんなことやられたら、我々の有給休暇は年20日は当たり前じゃないかと。夏季休暇は、他市もこうやってるやないかというような

議論が、多分出てくるんだろうとは思いますが。

だから、そういう意味では、組合が、本当に我々、提案したことで1本にまとめ切れるかという心配はあります。

ただ、私思うのは、やはり夏休みは、一定7日がええのか、5日がええのかは別にいたしまして、やっぱりそういうことをきちっと職員として、夏休み期間はある意味で、家族と、ある程度、そこでこれやということを言うてやるようなことが、やはり一つの形の部分もあるなということは、前から思っておりまして、なかなか夏休もとりにくい職場の実態と、管理職の考え方なりと、職場の雰囲気と、いろんなことがまざり合ってますから、これは実態ですんで。

ただ、そういうことを考えますと、これは一度、今直ちに、これどうするかと申し上げませんが、相手も組合もありますから、現業職もありますので、このことは以前からも議論されて、我々指摘されてますので、このままが一番ベストということは申し上げられないと思いますので、ただ、三好委員がおっしゃっているこの場面で、こうします、ああしますというのは、やっぱり職員労働組合等々の議論もありますし、他市の流れ方においても、7日というのは突破してないということもまたありますし、この三島筋の関係もありますので、これは一度大きな場面で、私はことし副市長会の代表幹事やってますので、ことしは、わたり問題、この前大阪府で出ましたけど、2月に、私のもとで市町村課長を呼んで、国のこの問題はどうか考えていくのかということが、大きな何点かあるんです。

一度、私は、そのときにでも、これは事務担では、ちょっと手に負えないだろうなど。やるのであれば、この辺のとこ

ろで一致できるもんがあるかどうかで、その辺のことも考え方として整理してやる部分だろうなということは思いますので、一遍そういう部分で、副市長会、来年2月に開くことにしてますので、そういうところでも、一度、この議論について、確かに夏季休暇の問題というのは、そもそも論から言われますと、ものすごい大きな議論になる部分ですんで、この辺のところについては、一度そういうところで議論させていただきたい。

また、市長公室長も今聞いておりますので、また組合とも、当然、こういう議論があったということは承知してもらわな困りますので、そういうところの中で、一度考えさせてほしいなど。ただ、私として、ここで、三好委員に、こうさせていただきます、こうしますというのは、ちょっと申し上げられにくい。労働条件にかかわるものでございますので、そういう考え方でもって、一度、副市長会等でも、私の方が代表幹事になってますんで、一度投げかけてみたいなということで、ご了解いただけたらなと思いますけども。申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 夏季休暇の件は、副市長からご答弁いただいてわかるんです。

僕がもう一つというのは、労働組合と協議をする上で、ゆとりということも考えた中で、連休感を持たせる有給取得の推進、公平性ということも考えたときに、先ほど副市長が言われている、夏季休暇ゼロの人、同じく有給が1日しか取得してない。一方では、すべて取得している。この公平性も考えたときに、今の夏季休暇という部分の考え方、要は一方では、今言うてるような、家族も含めてワークライフバランスを考えたときに、みんな

が必要としているのは、やっぱり連休感やろうと、こういったところをよく議論していただきながら、本来のあるべき姿にもっていただきたいということで、要望としておきます。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時33分 休憩)

(午後1時34分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第61号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時35分 休憩)

(午後1時36分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第62号の審査を行います。

資料も参考に補足説明を求めます。

奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

昨年9月のリーマンショック以降、世界の金融市場は百年に一度の混乱に陥っているとわれ、世界経済は大きく減速しております。これに伴い、日本の景気も非常に厳しい状況となっており、我が国においても、税制上の対策も含めて、多くの経済対策が盛り込まれた生活対策がまとめられているところでございます。

個人住民税に係る平成21年度税制改正の主要な項目につきましては、そのほ

とんどが生活対策に盛り込まれたものとなっております。今回の市税条例改正に係る主なものとしましては、住宅税制で、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設と、金融証券税制で上場株式等の配当等に係る3年間の現行税制の延長でございます。

まず、補足資料1枚目の個人住民税における住宅ローン特別控除の創設ですが、住宅ローン控除につきましては、本来は所得税で控除していたところですが、平成19年度に実施されました国税から地方税への税源移譲に伴い、所得税が減って、住民税がふえたことによりまして、平成11年から平成18年までに入居した者を対象に、所得税から引き切れなかった分を住民税の所得割から控除できる制度が創設されたところでございます。

今回の改正では、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、所得税の住宅ローン特別控除のある者で、平成21年から平成25年までに入居した者を対象に、所得税で控除し切れなかった部分を基本的には、税源移譲により所得税から個人住民税に移譲された額の範囲内で、9万7,500円を限度に、住民税の所得割から控除するものでございます。

所得税の控除期間が10年間でありますので、個人住民税においては、平成22年度から平成35年度までの間について、新しい制度が適用されるものでございます。

次に、補足資料2枚目の上場株式等の配当及び譲渡益の個人住民税の課税についてですが、この制度のあり方につきましては、平成19年度及び平成20年度の税制改正において、大きな議論があったところでございます。

現在に至るまでの経過をご説明させていただきます。上場株式等の配当、譲渡

益に係る税率は、本則においては、住民税5%、所得税15%、合わせて20%となっております。

現行の制度では、住民税3%、所得税7%、合わせて10%でございます。これは平成15年度税制改正において、当時の景気の落ち込みや株式市場の低迷、金融機関の不良債権問題に対応するため、時限的な市場対策として導入されたものでございます。

これは5年間の時限措置とされ、配当については平成20年3月末、譲渡益については平成19年12月末をもって、本則税率に戻すこととされていたものでございます。平成19年度税制改正においては、政府税制調査会において、経済状況が軽減税率導入当時と比べ、大幅に改善しているとのことから、制度の見直しの議論がされたところでございます。

結局、与党税制大綱において、適用期限を1年延長して廃止するとされ、配当所得については平成21年3月末、譲渡益については平成20年12月末までの間、軽減税率を継続することとされたところでございます。

平成20年度税制改正においても、平成19年度税制改正における議論を踏まえて、政府税制調査会、与党税制調査会において活発な議論が行われ、最終的には平成20年末をもって軽減税率10%を廃止し、平成21年から税率を20%とすることとされました。

その際、特例措置として2年間、100万円以下の配当及び500万円以下の譲渡益については、軽減税率10%とすることとされたところでございます。このたびの平成21年度税制改正では、現行税制の平成21年から平成22年の軽減税率の適用期間をさらに1年延長し、平成23年までとすることとされました。

また、平成20年度改正で、特例措置が規定されておりましたが、この特例措置は廃止され、金額に関係なく、軽減税率を適用することとし、課税年度は平成22年度から平成24年度までの3年間、講じられることとなったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅秀明委員 市税条例の一部を改正する条例制定の件ということで、税制は頻繁に改正されますので、よくこういった条例を目にするんですが、今回、住宅ローンの控除の件ということで、恐らく本市でもそれなりの方々が対象になるのかなと思うんですが、今回の改正において、大体どの程度の世帯なり、人数が対象になるのかというのが、もしわかればお答えいただきたいと思います。

○野口博委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 今回の改正で、どのくらいの人数が対象になるかということでございますけれども、新制度につきましては、まだことしの12月末までの住宅ローン利用者に対しまして、来年22年度課税ということになりますので、今、手持ちの数字でございますけど、先の税源移譲のときの対象者でございますけれども、これにつきましては、20年度から税源移譲に係る所得税で引き切れない方の住宅ローンの控除を住民税から控除するというので、20年度につきましては、対象者が2,006人となっております。

今年度、21年度につきましては、1,719人ということで、若干、今年度数字が減っておりますけども、これは先の税源移譲に伴います分につきましては、

11年から18年の入居の方ということになっておりまして、対象者が、ローンが終わった方とか、あと所得税で引き切れた方がおられますので、若干、ことしは件数が減っている状況でございます。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 わかりました。

それであれば、今回も対象者がそれなりにいらっしゃるということですので、今回は参考資料をいただきましたけれども、そういった方々に向けて、フローチャート的な広報資料を作成して、わかりやすい周知が必要かと思っておりますので、その点のお考えと、あと、これも一つ、わかれば結構なんですけど、対象者に伴って影響額がどれぐらいになるのかなというのでも1点伺いをしたいと思っております。

○野口博委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは、広報の件と対象者の影響額でございますけれども、まず、広報につきましては、昨年、20年度から税源移譲に係る分について実施されたわけでございますけれども、20年度につきましては、初年度ということで、対象者を把握するに当たりましては、コンピュータを活用しまして、対象と思われる方を抽出いたしまして、個々に申告書を送らせていただいたところでございます。

また、市広報紙にも、ちょうど2月から3月の段階で、旧制度では申告が必要ということで、市広報にも周知させていただきました。また、ホームページにも掲載いたしまして、申告書のダウンロードということで、申告書が取り出せるように啓発させていただいたところでございます。

今年度につきましては2年目ということで、昨年、実績がありました対象者につきまして、個々に申告書を送らせてい

ただきましたことと、2月15日の市広報紙にも掲載させていただきまして、また、ホームページにも掲載させていただいたところでございます。

今後、先ほどフローチャート等を利用してということでございますけれども、今度、新制度につきましては、税源移譲の部分も含めまして、基本的には申告書が不要になります。その部分につきましても、また年が明けましたら、2月の申告時期の広報にあわせまして、周知してまいりたいと思っております。

また、ホームページにつきましても、できるだけわかりやすく、納税者の皆様にわかっていただけるように対応してまいりたいと考えております。

それから、2点目の対象者、影響額ということでございますけれども、これもことしの分につきましては、新制度の分でございますけれども、まだ来年の申告が終わりませんと、はっきりした額は申し上げることにはできないんですけれども、ここに、20年度と21年度の数字がございますので、ご参考までに申し上げます。20年度につきましては、7,056万5,000円でございます。これは市民税額でございます。21年度につきましては、6,172万9,000円となっております。

○野口博委員長 奥村総務部長。

○奥村総務部長 補足説明させていただきます。

もちろん市民に対する広報啓発、それなりに市民税課の方でやっていくということでございますが、ただ、先ほど課長が言いましたように、ご本人さんが、いわゆる手続的に漏れがないかということももちろん出てまいります。先ほど言いましたように、確定申告時に、いわゆる国税の方に申告されたときに、確定申告

の写しが本市の方に参ってまいります。
それで、その人が住宅取得控除が受けれるということが、うちの方で把握できます。

それから、2年目につきましては、給与所得の申告、それぞれ職場でやられるんですけども、そのときも住宅減税の分も提出されますので、漏れの無いような減税になるかというふうに思っております。

それから、金額的には、これから21年から25年の入居者に対する減税ですので、数字ははっきりしませんが、ただ一つ言えることは、もちろんそういうことになれば、市民税が一応減少になります。その減少部分は、減収補てん特例交付金ということで、国の方で補てんされますので、その金額が多くなっても、少なくとも市の方には実害がないということとは言えると思います。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 補足説明をいただきました。この条例の改正案を拝見しても、やはり非常に文章が多く、また複雑になっておまして、制度としても複雑な面があるかと思ひまして、実際、利用される方がどうかというふうな観点から、お伺いをいたしました。

この制度がスムーズに運用されるように引き続きご努力をしていただくことをお願いいたします。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時51分 休憩)

(午後1時54分 再開)

○野口博委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第49号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第60号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第61号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第64号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午後1時55分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 森内 一蔵